

建設工事指名競争入札に参加する者に必要な資格について

1. 指名競争入札に参加することができない者

- (1) 建設業法第3条の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けていない者
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- (3) 建設工事入札参加資格審査申請書を提出するときに市税を滞納している者
- (4) 消費税及び地方消費税を滞納している者
- (5) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者
- (6) 建設工事競争入札参加資格審査申請書を提出するときまでに、福知山市が発注した建設工事に関する債務を履行していない者
- (7) 建設工事競争入札参加資格審査申請書の提出期限の属する年の10月31日の直前の経営事項審査における審査基準日の直前2年の営業年度に完成工事高のない者
- (8) 建設工事競争入札参加資格審査申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

2. 指名競争入札参加者の資格

建設工事の指名競争入札に参加することのできる者は、契約の種類及び金額に応じ、土木・建築工事はA1、A、B及びCの4等級に、その他工事はA、B及びCの3等級にそれぞれ区分して格付された資格を有する者とし、それぞれの等級の格付は、別に定める提出書類による経営事項審査の結果及び市発注工事の工事成績、工事経歴等を勘案して決定する。

ただし、本市の建設工事を直接受注し施工したことがない建設業者については、経営事項審査の結果について格付を決定する。